

た か
貴き志

沼津市教育基本構想

誇り高い沼津を創造する
貴き志を持つ人づくり

沼津市・沼津市教育委員会

はじめに

第5次沼津市総合計画では、本市の目指す将来都市像を「人・まち・自然が調和し、躍動するまち ～誇り高い沼津を目指して～」と掲げました。恵まれた自然環境を生かしながら、静岡県東部の雄都にふさわしい都市機能の充実を図り、人々が訪れ、集い、にぎわい、かつ回遊性を持ったまち、人々をひきつける魅力にあふれた個性豊かなまちの実現には、人づくり、すなわち教育が不可欠です。



そして、その教育の場は、各園等や学校であり、家庭であり、地域であることにほかなりません。少子高齢化や家族の多様化の進行といった社会やライフスタイルの変容を背景に、家庭と地域との関わりが希薄化する中、家庭、地域と連携・協働しつつ、地域総がかりで教育に取り組む必要があります。

さて、本市における教育の理念や方向性を示す「沼津市教育大綱」は、当初の策定から4年が経過し、時代の流れや教育を取り巻く環境も大きく変化していることから、沼津市総合教育会議での「こうりたい」という沼津の教育の目指す姿や、「こう育て欲しい」と考える沼津の子供たちの姿を踏まえ、「誇り高い沼津を創造する 貴（たか）き志を持つ人づくり」を目的に定める新たな大綱を策定しました。

これまで本市は、一人一人が心豊かで充実した生活を実現できるよう、誰もが生涯にわたって学び、その成果を生かして、大きな夢や希望を持つ「夢ある人」が沼津に育つことを目指してきました。「夢」を持つということは、明日へのビジョンを、そして希望を持つことであり、とても大切なことでもあります。しかしながら、夢をただの夢のままで終わらせてはなりません。その夢を実現すべく、変化する社会の中で貴き志を持って学び続け、新たな挑戦を続ける、そのような人づくりを行ってまいります。そして、誰もが「沼津を愛し、誇りを持ち、自分自身が関わってまちを変えていく」、自分らしく活躍できるまち・沼津を目指してまいります。

「人・まち・自然が調和し、躍動するまち」の未来の担い手づくり、すなわち「誇り高い沼津を創造する 貴き志を持つ人づくり」に、沼津市が一体となって取り組んでまいります。

令和3年3月 沼津市長 頼重 秀一

「誇り高い沼津を創造する 貴き志を持つ人づくり」に向けて

我が国は、人生100年時代を迎えようとしています。市民一人一人が、これからの時代を生きていくには、知、徳、体をバランスよく兼ね備えた人間力を磨いていかなければなりません。

本市では、確かな知性や豊かな心の育成を通じて、社会と関わる力を養うとともに、運動の機会を充実させ、健康な生活を送ることができる健やかな体の育成を図りながら、「人間力を磨く教育」に取り組んでまいります。



令和2年4月から順次実施されている学習指導要領では、「社会に開かれた教育課程」の実現のため、学校と地域が連携・協働した教育が求められています。沼津の未来を担う子供たちが、地域の幅広いつながりの中で学び続けながら、新しい時代に求められる資質・能力を身に付けていくには、「地域総がかり」で子供たちの学びや成長を支えていくことが必要です。そのためには、どのような子供たちを育て、どのような教育に取り組むのかという目標やビジョンを、各園等や学校が家庭や地域と共有し、一体となって子供たちを育てる体制が何より大切になります。このことは、子供たちが自分らしく社会に参加する力を育て、同時に地域の絆を強めていきます。すなわち、地域が学びを育て、学びが地域を育てるという双方向の関係が生まれます。私は「地域総がかりで取り組む教育」の推進は、これからの教育に課された大きな使命であると考えます。

また、一人一人が心豊かで充実した生活を送るには、学校教育に限らず、「あらゆる機会に、あらゆる場所において学習し、成果を生かす」という生涯学習の基本姿勢が必要となります。子供から大人まで、誰もが多様な考え方や価値観を受け入れ、感性や創造性を磨き、自らの可能性を高める環境が令和の時代には求められていると捉え、「生涯を通じた学びの推進」に取り組んでまいります。

沼津の未来を担うのは、市民一人一人です。沼津の教育をより確かなものにするためにも、「人間力を磨く教育」と「地域総がかりで取り組む教育」を一体的に推進してまいります。そしてこのことは、「誇り高い沼津を創造する 貴き志を持つ人づくり」が目指すところと重なるとともに、市長が目指す「人・まち・自然が調和し、躍動するまち」の実現につながっていくものであると確信しております。

令和3年3月 沼津市教育長 奥村 篤

目 次

構想の策定に当たって	1
1 策定の趣旨と位置付け	1
2 構成	2
3 期間	3
4 構想の実現に向けて	3
第Ⅰ部 課題と目的	4
1 取り組むべき課題	4
2 目的	8
第Ⅱ部 施策の方向	9
第1章 人間力を磨く教育	9
第1節 確かな知性の育成	10
1 知を高める学びの充実	10
2 グローバルな視点を持つ人の育成	13
3 知を支える教育環境の充実	14
第2節 豊かな心の育成	18
1 社会と関わる力の育成	18
2 社会を生き抜く力の育成	21
3 自他を尊重する心の育成	24
4 感性豊かな心の育成	26
第3節 健やかな体の育成	30
1 体力の向上	30
2 健康の保持増進	31
第2章 地域総がかりで取り組む教育	32
第1節 地域が学びを育て、学びが地域を育てるまちの推進	33
1 郷土を愛する心の育成	33
2 地域における教育の推進	35
第2節 生涯を通じた学びの推進	37
1 学び続ける人への支援	37
2 学びの連続性の確保	41
3 誰一人取り残さない支援体制の構築	42
第3節 人づくりとまちづくりの一体的な推進	44
1 自分らしいライフスタイルを実現できるまちづくりとの連携	44
2 地域の宝を活かすまちづくりとの連携	44
3 安全・安心のまちづくりとの連携	45
4 環境と共生する持続可能なまちづくりとの連携	45
各項目の分野別（幼児・家庭教育、学校教育、社会教育）掲載箇所一覧	46

構想の策定に当たって

1 策定の趣旨と位置付け

時代は平成から令和へと移り、社会情勢が激しく変化する中で、子供から大人までの誰もが、心豊かで充実した生活を送るには、「あらゆる機会に、あらゆる場所において学習し、成果を生かす」という生涯学習の基本姿勢が求められています。一人一人が自らの可能性を高め、輝き続ける社会であるために、教育行政の果たすべき役割は非常に大きいものといえます。



香貫山の桜

本市では、これまでも市内全小中学校における小中一貫教育や言語教育推進事業、市立沼津高等学校における中高一貫教育、各学校における創意工夫を生かした取組を支援するなど、特色ある教育施策に取り組んできました。

また、本市は、芸術文化・スポーツ等多くの分野で誇るべき地域の宝がたくさんあるまちです。東日本で最古級かつ初期古墳としては最大級である高尾山古墳の重要性が徐々に明らかになる中、市民の文化財に対する愛着心を高めるため、「文化財めぐり」等の開催や、発掘現場での発掘体験学習等の受け入れを行っています。市役所周辺では、市民体育館・香陵武道場・勤労者体育センターの各機能を統合した総合体育館を香陵公園に整備することとし、本市屋内スポーツの拠点としてその機能を担うとともに、新たに大規模災害時の防災拠点としての機能も担います。さらに、狩野川や沼津アルプスなど周辺の地域資源の有効活用を図るとともに、隣接する市民文化センターと連携して、市中心部に新たなぎわいと回遊性を生み出し、中心市街地の活性化につなげていきます。

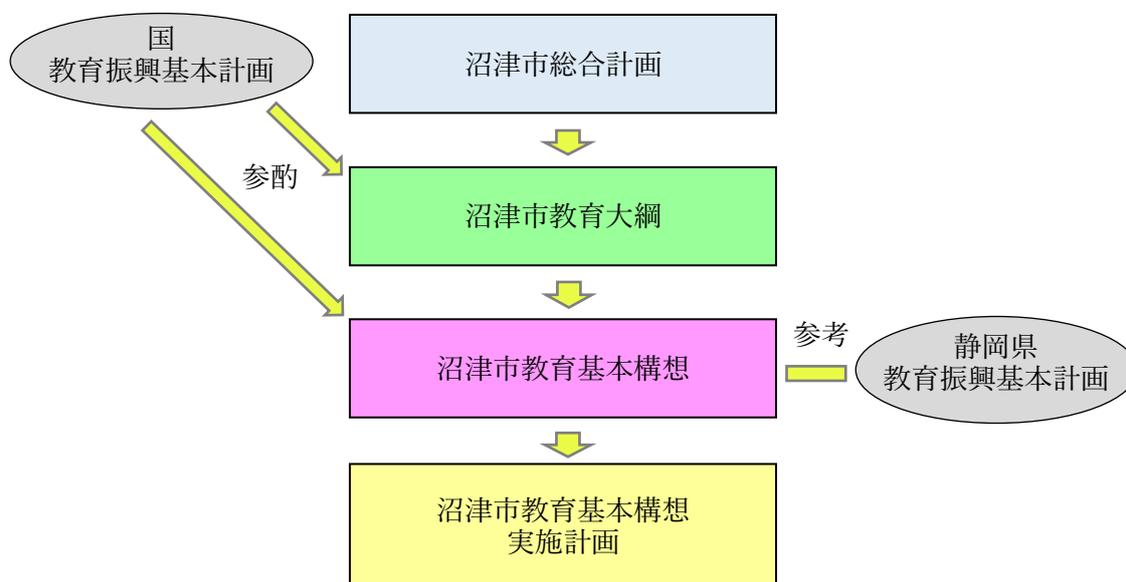
国による平成18年の「教育基本法」改正により、地方公共団体は、その地域の実情に応じて、教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならないと定められました。これを受け、本市教育委員会では、これからの沼津の教育の方向性を明確に示し、教育施策を総合的に進めていくための指針とするために、平成21年に「沼津市教育基本構想」を策定したのち、平成27年には当時の社会情勢に鑑み、これを改訂しました。

さらに、教育を取り巻く状況の変化が著しいことから、平成30年に国は「第3期教育振興基本計画」を、平成31年に静岡県は「第3期静岡県教育振興基本計画」をそれぞれ策定しました。

このような動向に加えて、本市においても「第5次沼津市総合計画」及び「沼津市教育大綱」を策定したことを受け、令和3年度を始期とする新たな「沼津市教育基本構想」を策定することとしました。

「沼津市教育基本構想」の策定に当たっては、国の「第3期教育振興基本計画」を参酌しながら、「第3期静岡県教育振興基本計画」を参考にするとともに、本市における最上位計画である「沼津市総合計画」や、市長が策定する「沼津市教育大綱」を踏まえることが求められています。また、「沼津市教育基本構想」の具現化のために策定する「沼津市教育基本構想実施計画」に基づいて事業を実施していきます。

<体系図>



2 構成

「沼津市教育基本構想」は、2部構成としています。

第I部では、社会情勢の変化と教育を取り巻く現状及び課題を明確にするとともに、心豊かで充実した生涯学習社会を実現するための目標として、本市の教育の目指すべき方向について述べていきます。

第II部では、教育基本構想の目的を達成するために、「第1章 人間力を磨く教育」、「第2章 地域総がかりで取り組む教育」において、柱となる施策の方向について述べていきます。

3 期間

「沼津市教育基本構想」は、「沼津市教育大綱」と同様、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。



4 構想の実現に向けて

近年、教育を取り巻く環境の変化は激しく、教育における課題に対する正確な認識や施策の検証が常に求められています。

構想の実現に向けて、「沼津市教育基本構想実施計画」に基づいて事業を実施するとともに、事務の点検評価による継続的な見直しや研究を行うことで、効果的な教育行政を推進します。また、想定を超える社会情勢の変化や危機事象に対応するため、教育における課題や施策について、教育委員会会議や総合教育会議の場における継続的な協議・検討を行うなど、適宜改善に努めます。



市長と教育委員会が教育行政について協議します
【総合教育会議】

第 I 部 課題と目的

1 取り組むべき課題

(1) 社会情勢の変化

我が国は、少子化が進行する中、人生100年時代を迎えようとしており、少子・超高齢社会における福祉の在り方、私たちの想定や備えをはるかに超える自然災害への対応など、市民が参加、協力して対処しなければならない大きな課題や、市民が主体的に判断すべき場面が増加しています。そのため、他者を理解して協力しながら激しく変化する社会を乗り越え、自分らしく生き生きと豊かな人生を過ごせるよう、生涯にわたり必要な知識や技能、能力を身に付けて発揮することが求められています。

そのような中、AIやロボット等の新しい技術があらゆる分野で重要性を増しており、併せて、デジタル技術をはじめとした先端技術の活用によって経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会（Society5.0）を目指す取組が進められています。こうした技術によって、仕事の効率性が飛躍的に向上したり、これまでになかった新しい仕事が生まれたりする可能性が広がり、働き方やライフスタイルが変化していくことが考えられます。

一方、社会や経済のグローバル化が急速に進展していく中で、自分とは異なる文化や歴史に立脚する人々と共生していくためにも、自らの国や地域の伝統・文化についての理解を深め、尊重する態度を身に付けることが重要になっています。

そして、持続可能な開発目標（SDGs）が目指す17の目標を踏まえつつ、将来の世代まで持続可能な発展を遂げることができる社会の構築が求められています。

(2) 教育を取り巻く課題

ア 子供と若者を巡る課題

変化の激しい予測困難な社会を生きる子供や若者にとって、変化に積極的に向き合い、多くの人との協力のもと、自立的に生きるためには、「生きる力」の育成が求められています。平成29年に改訂された学習指導要領において、学校教育が長年目指してきた、この「生きる力」を育成するという基本理念が改めて明示されました。平成30年に策定された国の第3期教育振興基本計画においても、「夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する」とした基本方針の中で、改めて「生きる力」の育成の重要性が示されたところです。「生きる力」の考え方や、「よりよい学校教育を通じ

てよりよい社会を創る」という目標を学校、家庭、地域との間で今まで以上に共有し、「社会に開かれた教育課程」※1を実現していくことが必要です。その上で、学校教育にあっては、「生きる力」を育むために、「確かな学力」とともに、「豊かな人間性」や「健康・体力」をバランスよく伸ばしていくことが求められています。

また、学習の動機や興味・関心の根本は、幼児期の体験にあります。しかし、都市化が進み、自然に触れる場が少なくなってきたことや、芸術文化を体験する機会が限られていることなど、子供たちが豊かな体験をする機会が減少しています。知的好奇心の源泉でもあるこのような体験が不足し、学習意欲や学習習慣に課題がみられる現代の子供たちに対して、学校、家庭、地域が相互に連携し、体験を通じて、学習意欲や知識・技能を活用する力、コミュニケーション能力の向上を図っていく学習の充実が求められています。



知的好奇心が主体的な
学びにつながります
「あっ！なんだろう？」

本市における児童生徒数は減少が続いており、よりよい教育環境を整備し、教育の質の更なる充実を図る必要があります。そのため、学校は教育の場であるとともに、地域交流の拠点であることを踏まえ、公共施設マネジメント計画との整合を図りつつ、学校規模・学校配置の適正化の更なる取組を進めることが求められています。

イ 家庭と地域を巡る課題

かつて地域社会は、地縁的なつながりの中で、日々の子育てに対する助言や協力により家庭における子供のしつけや自然体験を補完するとともに、子供に居場所を提供してきました。地域住民の目は、地域の子供たちに優しく、時に厳しく注がれ、大人同士もまた、地域の伝統や文化を学び継いできました。

ところが、家族形態やライフスタイルの多様化など社会の変容を背景に、家庭と地域との関わりが弱まる中、子供たちも地域とはしだいに疎遠になっ

※1 「学びに向かう力、人間性など」「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力など」から構成される「資質・能力の三つの柱」及び「カリキュラム・マネジメント」など、学習指導要領における重要な事項の全ての基盤となる考え方。

てきており、日常の生活におけるしつけや感性、情操の育成等、本来家庭教育が担う役割が十分果たされなくなってきました。特に、幼児期における生活体験の不足等から、基本的な生活態度等が十分に身に付いていないという課題が生じています。そのため、家庭教育に対する保護者の不安や悩みの軽減と深刻化防止のために積極的に保護者への支援を行う必要があるとともに、家庭や地域と連携・協働しつつ、幼児にとっての体験活動の機会を確保していく等、地域総がかりで支援していく必要があります。

スマートフォンをはじめとしたインターネットに接続できる機器などの普及により、子供たちが様々な情報に触れることが容易になる一方で、情報の意味や文章の構造・内容を読み解く能力が不足していることや深く考えないことによる弊害が生じています。また、性や薬物等に関する情報に触れることも容易となるため、子供がSNS^{※2}を利用した犯罪に巻き込まれたり、意図せず犯罪に加担したりしてしまうなど、子供の安全が脅かされる事態が生じています。

一方、自然環境に恵まれた本市においても、子供が自然の中で様々な体験をしたり、芸術文化を通じて感性を豊かにしたりする機会が限られるようになっており、家庭、地域と連携・協働しながら体験活動の機会を確保する必要があります。

また、地域の人々との付き合いが疎遠になるなど、地域コミュニティの弱体化により、高齢者や子育て中の家庭などが孤立しやすくなっています。

教育基本法には、「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有する」と規定されています。また、「学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努める」としています。家庭における教育や幼児期の教育、地域社会における教育力の向上は、大きな課題となっています。

ウ 社会教育を巡る課題

社会教育とは、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動を指します。少子高齢化や人口減少、地域経済の縮小など社会情勢の変化の激しい現代においては、社会教育を通じて一人一人が活躍し、豊かで安心して暮らせる社会の実現が求められています。多様な価値観を持つ一人一人が互いの人格を尊重し、支

※2 Social Networking Service（ソーシャルネットワーキングサービス）の略。インターネット上で社会的ネットワークを構築可能にするサービス。

え合いながら幸せに生きるとともに、生涯にわたりライフスタイルにあった学習をすることにより、社会で自らの役割と責任を果たし、生き生きと活躍できるようにしていくことが重要です。

また、人間関係が希薄化する中で、市民が様々な課題に向き合い解決するためには、自らの地域の歴史や成り立ちについて学ぶことで、地域に対する愛着や誇りを持ち、帰属意識を育むことが重要です。

さらに、人生100年時代においては、健康は欠かすことのできない財産です。近年、健康意識の高まりから、成人や高齢者の間でスポーツに親しむ人が増える一方で、テレビやスマートフォン、ゲームに夢中になり、スポーツに興味を持たない幼児・青少年層、仕事や家事が生活の大部分を占めスポーツをする余裕を持たない成年層、体力の低下によってスポーツから遠ざかり家から外に出ない高齢者層のほか、スポーツへの参加機会が少ない障害のある人などの間で、スポーツ離れが常態化しています。

スポーツを含め、生涯の様々なステージで必要となる能力を身に付け、発揮することが一層重要となることから、生涯学習の充実を図ることが必要です。幼児期から一貫した生涯学習の理念として、一人一人が必要な知識・技能を身に付け、他者と協働しながら、様々な社会的変化を乗り越え、自らの可能性を最大限に伸長することのできる教育を実現する必要があります。

富士山と駿河湾を望み、市街地には香貫山、狩野川、千本松原を有するなど、豊かな自然に恵まれた本市には、地域の恵みが育んできた特有の文化風土があります。誰もが人生を豊かに過ごすことができ、元気で明るい地域社会をつくるためには、これまで培われてきた文化風土を生かし、次世代に継承するとともに、新たな文化の創造に向けて、芸術文化活動の支援や環境づくりをすることが重要です。

(3) 生命や生活を脅かす危機事象

近年、地球温暖化の影響で、40℃を超える酷暑による熱中症などの健康被害や、ゲリラ豪雨などの異常気象による河川の氾濫、土砂災害を原因とする事故などが頻発しています。また、子供や不特定多数を狙った犯罪、ウイルスの変異による感染症、集団食中毒など、市民の生命や生活を脅かす危機事象が相次いでおり、その対応が求められています。



医療従事者を始め、最前線で感染症と戦う
全ての方へ、感謝と応援を贈ります
【ブルーライトアップ・メッセージ】

特に、学校においては、異常気象や凶悪犯罪、ウイルス感染症などにより、平常どおりの活動が困難な状況では、あらゆるつながりの希薄化が懸念されます。学校と児童生徒とのつながりが途絶えると、学びが止まり、児童生徒や保護者、学校においても、先行きの見えない不安を抱えることとなります。生命や生活を脅かす危機事象の発生に備え、安全・安心を確保しつつ学びを止めないという、困難な状況を想定した体制を整備する必要があります。

2 目的

「誇り高い沼津を創造する 貴き志を持つ人づくり」

「貴き志を持つ人」とは

- ・夢を実現するべく、変化する社会の中で意思を持って学び続ける人
- ・他者を尊重し、社会のために尽くす人
- ・シビックプライドを持ち、主体的に社会を変えていこうと行動する人

これまで本市は、一人一人が心豊かで充実した生活を実現できるよう、誰もが生涯にわたって学び、その成果を生かして、大きな夢や希望を持つ「夢ある人」が育つことを目指してきました。

これからは、一人一人の夢の実現にとどまらず、あらゆる場所で挑戦し続け、「沼津を愛し、誇りを持ち、自分自身が関わって社会を変えていく」というシビックプライドを持った、「貴き志を持つ人」の育成を進めていきます。



香貫山から望む桜越しの富士山

第Ⅱ部 施策の方向

第1章 人間力を磨く教育

現在、人生100年時代を迎えようとしており、また、様々な分野におけるAIやIoT^{※3}、ビッグデータ、ロボットなどの技術革新、グローバル化の進展など、社会情勢が目まぐるしく変化しています。

このような変化の激しい時代を迎え、子供から高齢者まで誰もが、自分らしく明るく生き生きと暮らすためには、生涯にわたる教育を通じて、知（確かな知性）、徳（豊かな心）、体（健やかな体）を主体的に身に付けることが必要です。

近年、幼児期から質の高い教育を提供することの重要性が高まるとともに、社会人の学びの継続や学び直しなども必要とされており、「確かな知性の育成」が求められています。

また、豊かな情操、多様性の尊重、自他の生命の尊重、自己肯定感、他者への思いやり、人間関係を築く力などが必要とされており、「豊かな心の育成」が求められています。

さらに、近年、健康寿命といった言葉も注目されている中、子供の体力低下や生活習慣病が問題となっており、知、徳に加え、「健やかな体の育成」も求められています。

これらのことから、知、徳、体、すなわち人間力を磨き、それらをバランスよく兼ね備えることが重要であり、系統的、継続的、かつ横断的な視点で、本市における教育を推進していきます。



動物との触れ合いは豊かな情操を育みます
【沼津こいのぼりフェスティバル（移動動物園）】

※3 Internet of Things（「もの」のインターネット）。様々な「もの」がインターネットに接続され、情報交換することにより相互に制御する仕組み。

第1節 確かな知性の育成

1 知を高める学びの充実

(1) 確かな学力の育成

これからの変化の激しい社会において、子供たちが自ら未来を切り拓き、生き抜くために必要な「生きる力」を育む必要があります。知識や技能はもちろんのこと、これからの時代に求められる資質・能力を育てていくことが重要です。

ア 遊び、学びの充実

幼児期においては、子供は友達との遊びや学びを通して、好奇心や探究心を高め、思考力を培っていきます。幼児期における学びとは、遊びを中心とした活動を通じた実体験から、知的発達が進められるものです。身近な事象に積極的に関わる中で、環境との関わりを楽しみ、自分の考えをよりよいものにしようとします。一人一人の興味や関心を生かしつつ、友達とともに試したり工夫したりして、確かな知性を育む第一歩として、自ら考える力を身に付けていくことが大切です。

子ども・子育て支援新制度^{※4}においては、教育や保育、地域の子育て支援の質の向上などを進めていくことが求められています。幼稚園、保育所、認定こども園等においては、施設設備や教材準備など、計画的に構成された教育環境のもとで、幼児の自発的な遊びや、体験を通じた学びの十分な確保に努めます。



楽しく遊びながら学びを深めます
「はっきよーい、のこった！」

イ 学習の基盤となる資質・能力の育成

学校教育においては、子供の発達段階を考慮し、言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成していくことが必要です。

変化が激しく予測困難な社会において、主体的に問いを追究するためには、

※4 幼児期の教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくために作られた制度。

言語を通じて、積極的に人・もの・ことと関わる態度や、既習事項や生活経験などで得た情報を用いて、納得がいくまで考えを深めたり広げたりしていく思考力を育成することが重要です。言語を用いて積極的に人と関わり、自分の持ち味、可能性を自覚し、自ら高めていこうとする態度や、知識を活用する力を育成することで、言語能力を高めていくことが必要となります。

また、子供たちにとって、これからの世の中をたくましく生きていくためには、言語能力と同様、情報活用能力を育成していくことも重要です。情報活用能力は、世の中の様々な事象を情報とその結び付きとして捉え、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題を発見・解決したり自分の考えを形成したりしていくために必要な資質・能力です。将来の予測が難しい社会において、情報を主体的に捉えながら、何が重要かを考え、見出した情報を活用しながら他者と協働し、新たな価値の創造に挑んでいくために必要な力を育みます。



自分の言葉で考えを伝えます
「三角形の面積の求め方は…」

さらに、子供たちが、社会の激しい変化やグローバル化の進展に対応して生きていくためには、言語能力や情報活用能力と同様、問題発見・解決能力の育成も重要です。既存の知識や技能を活用するだけではなく、未知の課題に対して様々な情報や出来事を受け止め、主体的に判断し、他者と協働しながら課題を解決していくための力が必要です。



みんなの意見をまとめます
【沼津市フレッシュリーダー講習会】

そのため、子供たちが自ら問いを発見し、主体的に問題に向き合い、試行錯誤しながら解決していく学習を実現していきます。また、その過程において、対話を通じて他者の考え方を吟味して取り込み、自分の考え方を広げ、豊かな人間性を育みます。

(2) 読書活動及び図書館活用の推進

生涯にわたって学び続ける力を身に付けるため、読書活動を充実させ、図書館活用を推進していくことが大切です。幼児期における教育から学校教育、そして、社会教育においても、取組を充実させる必要があります。

ア 読書活動の推進

幼児期においては、保護者が絵本の読み聞かせをしたり、子供と一緒に本を読んだりすることによって、読書習慣を確立することが大切です。子供たちは、本を通じて言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにします。本に親しみ、読書の楽しさを子供が実感できるようにすることが重要です。

学校教育においては、豊かな人生の基盤を築くために、教養や価値観、感性を育てていくことが大切です。

そのため、発達段階に合った本を読む環境を整え、幅広い読書活動や豊かな読書経験を重ねていくことにより、自分とは違ったものの見方や考え方を広げたり身に付けたりしていくことが重要です。未来の担い手となる子供たちが、様々な情報や出来事を受け止め、判断する力を身に付けるために、読書はなくてはならないものであることから、自ら本に手を伸ばす子供たちを育てていきます。



絵本の読み聞かせで本の楽しさを実感します
「ぴよよよーん」

イ 図書館活用の推進

市内には、市立図書館をはじめ、各地区センターの図書室、学校図書館など、様々な図書館があります。各図書館では、子供の読書習慣の確立を支援するとともに、生涯にわたり学び続ける人を支えていくために、幅広いジャンルの図書の整備・更新や、環境整備などを進めます。併せて、利用者からの質問や相談を受けて、課題解決や調査研究を支援するなど、各種図書館サービスの充実を図ります。

学校教育においては、確かな学力の育成に向け、基礎的・基本的な知識及び技能を習得し、これらを活用して自ら課題を解決する力を育むことが求められています。さらに、思考力、判断力、表現力等を育み、主体的に学習する態度を養うことも重視されます。その主体的な学びを支えるものの一つが学校図書館です。学校図書館は、読書活動の推進に加え、調べ学習や新聞を活用した学習など、各教科等の様々な授業で利活用されることにより、学校における言語活動や探究活動の場となり、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する役割が一層期待されています。

そのため、「読書センター」「学習センター」「情報センター」としての機能を効率よく教育課程の中に取り入れ、授業の中で活用していきます。

2 グローバルな視点を持つ人の育成

(1) 国際教育の推進

グローバル化が進展する社会においては、単に国際関係や異文化を理解するだけでなく、自らが国際社会の一員として主体的に行動することが求められます。学齢期においては、異文化や異なる文化を持つ人々を受容し、共生することのできる態度・能力や、自らの国の伝統・文化に根ざした自己の確立、自らの考えや意見を自ら発信し、具体的に行動することのできる態度・能力を身に付けることが必要です。

そのため、英語をはじめとする外国語教育の推進に努めるとともに、体験的な学習や問題解決的な学習などを通して、物事に柔軟に対処する力や、論理的に表現する能力、コミュニケーション能力等を身に付けられるよう、学びの広がりや深まりのある授業づくりに努めていきます。



本場の発音に触れながら
国際理解を深めます
「What do you study?」

(2) 英語教育の推進

グローバル化の一層の進展が予想される中、言語や文化が異なる人々と協働していくためには、国際感覚とコミュニケーション能力を身に付けた人材の育成が重要となります。

そのため、乳幼児期においては、日常生活の中で、異なる文化に触れる活動に親しんだり、英語に慣れ親しむきっかけをつくったりする環境を整備します。その上で、小中学校においては、「聞くこと」、「読むこと」、「話すこと」、「書くこと」といった4技能を総合的に身に付けていきます。

さらに、高校においては、4技能をバランスよく伸ばしていくことはもとより、社会の諸課題に向き合いながら、沼津を愛しグローバルな視点で地域社会を創生するグローバル※5人材の育成を目指します。

※5 グローバル（地球規模の、世界規模の）とローカル（地方の、地域的な）を掛け合わせた造語で、地球規模の視野で考え地域視点で行動する、という考え方に基づくもの。

3 知を支える教育環境の充実

(1) 子供の学びを支える教育環境の整備

確かな知性を育成するためには、教育環境の充実が不可欠です。一貫教育など、系統的な学びのシステムの確立や、個別最適な学びと協働的な学びの保障、質の高い教育を支えるための教職員の資質・能力の担保、施設設備の充実などを図っていく必要があります。

ア 系統的な学びのシステムの確立

本市では、平成15年から市立沼津高等学校において中高一貫教育に、令和元年から市内小中学校において小中一貫教育に取り組んでいます。

一貫教育においては、経営理念や運営、学習指導、生徒指導等の方針を共有した上で子供たちの指導に当たるため、教育のベクトルを揃え、小学校、中学校、高校における組織文化の違いを乗り越えた取組を進めます。

また、小中一貫教育においては、各中学校区の特徴を生かしながら地域と連携し、諸活動における活発な小中学校の交流や、教員の積極的な乗り入れ授業等を通じて、小中9年間の学びの系統性・連続性を確保した教育課程を編成・実施します。



静浦小中一貫学校

さらに、中高一貫教育においては、これまでの取組の成果を生かし、中高6年間の系統的、継続的な学習指導や進路指導、部活動指導等を通して、個々の能力や適性に細やかに対応した教育を推進し、子供一人一人の自己実現を図ります。

イ 個別最適な学びと協働的な学びの実現

Society5.0の到来に向けて、基礎的読解力や数学的思考力などの基盤的な学力、飛躍的な知の発見・創造など、新たな社会を牽引する能力を身に付けることが求められています。

一方で、他の子供たちとの学習が困難であったり、発達特性による困難さを抱えていたり、日本語指導を必要としていたり、特異な才能を持っていたりと、子供たちの状態はますます多様化しています。

そうした子供たちが、新しい時代を生き抜き、社会を牽引していくため、全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの実現

を目指します。

また、子供の力を最大限引き出し、学力の向上を図っていくためには、ICT※⁶を活用した教育を推進して、一人一人の状況を客観的・継続的に把握し、個別最適な学習や、意見・回答の共有を通じた効果的な協働学習を展開していく必要があります。

そのため、1人1台端末及び高速大容量の通信ネットワーク等を有効活用するためのソフト面の充実や、教員のICTを活用した指導力の向上に努めます。



ICTの強みを学習に生かします
「これは何かな？調べてみよう」

ウ 教職員が子供と向き合う環境の整備

「生きる力」を育むためには、教職員が子供たちと向き合う時間を確保することが大切です。しかしながら、近年、教職員の多忙化が指摘されており、毎日の授業の中で、子供たちの成長を感じるとともに、基礎的・基本的な知識・技能の定着と思考力・判断力・表現力などの育成を図るためには、これまで以上に「一人一人の子供と向き合う」ことに専念できるような環境整備が必要です。

そのため、人的配置を進めるとともに、ICT環境の整備による校務の情報化を進めます。

エ 教職員の資質・能力の向上

急増する教育課題や急激な社会情勢の変化に柔軟に適応するには、教職員の資質・能力の更なる向上が求められています。

そのため、教職員の経験や年齢、課題などに応じた体系的な研修を構築し、教職員個々が課題解決のために主体的に研修できるような体制の充実を図り、計画的な支援に努めます。



教員研修

また、各学校においては、個々の授業力向上のために、校内研修の充実を進めるとともに、教職員間のコミュニケーションを深め、常に自己研鑽に努めることができるような環境の整備を図ります。

※⁶ Information and communication technology（情報通信技術）の略。

オ 学校規模・学校配置の適正化の推進

学校では、集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通して、思考力・判断力・表現力や問題発見・解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けることや、郷土を愛する心を育成することが重要です。児童生徒数の減少や将来的な学校規模の小規模化が見込まれる中、子供たちにとってよりよい教育環境を整備するとともに、教育の質の更なる充実を図ります。

カ 施設設備の充実

子供たちが安全・安心で充実した学校生活を送ることができるよう、教育環境を整えることが大切です。

そのため、学校施設の整備や維持管理を適切に行い、その充実を図ります。

(2) 学習の情報及び機会の充実

少子高齢化、情報化、国際化などの社会の変化が急速に進む中、市民の学習ニーズも多様化しています。

そのため、市民のニーズを正確に把握して、SNSや動画配信等のICTを活用しながら、市民の学習意欲が喚起される学習の情報や機会を提供します。

また、自主的に企画することが困難な、著名な講師による講座等の学習会を開催することで、広い視野と新たな視点の提供に努めます。

(3) 知を支える社会教育施設の充実

一人一人の主体的な学びを支援するため、地域の知を支える拠点施設として、図書館及び博物館の充実を図ります。

ア 図書館の充実

図書館は、生涯学習の拠点の一つです。市民の読書活動を支援する施設として、所蔵資料の充実を図るとともに、子供から大人まで、市民のニーズに対応した様々な情報を発信していくことが大切です。

そのため、他の社会教育施設や近隣図書館との連携を推進するほか、ICTを活用した新たなサービスの導入、幅広い活用方法など、市民の生涯学習活動を支援



図書館の蔵書案内

する機能の更なる充実を図ります。

また、図書館は、子供の読書活動推進において各園等、学校、家庭、地域との連携を図り、読書環境の充実に努めます。

イ 博物館の充実

市内には歴史民俗資料館、明治史料館、戸田造船郷土資料博物館の3つの登録博物館^{※7}があり、それぞれのテーマに沿って、本市の歴史や民俗に関する資料を収蔵展示しています。

それぞれの施設では、魅力ある企画展示によりわかりやすく郷土の歴史を解説するとともに、子供たちが体験を通じて学ぶ機会を創出することが大切です。

そのため、子供たちが郷土の偉人の功績や昔の生活を学ぶ地域学習の場として利活用できるよう、学校教育と連携した取組を進めます。

また、学芸員等による調査研究の成果を、多くの市民の目に触れることができるように公開するほか、資料や図書を閲覧する場を設けることで、市民の自主的な学習を支援します。



歴史民俗資料館



明治史料館



戸田造船郷土資料博物館

^{※7} 博物館法第2条に規定された博物館であり、地方公共団体、一般財団法人、一般社団法人、宗教法人、日本赤十字社又は日本放送協会が設置した施設で、都道府県教育委員会の審査を受けたもの。

第2節 豊かな心の育成

1 社会と関わる力の育成

(1) 基本的な生活態度や習慣の確立

変化の激しい時代においても、心身ともに充実した生活を送ったり、社会生活を営んだりするために、生活習慣を身に付けることが重要です。そのため、発達段階に応じて、資質・能力の育成につながる基盤を培うことが求められています。

幼児期においては、興味の広がりに合わせて体験する様々な活動や、多様な人々との出会いや関わり合いを通して、自立的な生活態度を培うことが必要です。

そのため、自立心とともに、自己の主張と抑制のバランスを取る力を育み、基本的な生活習慣の形成を図ります。

また、学齢期においては、各教科、道徳科、総合的な学習の時間や特別活動等、教育活動全体を通して、生活習慣の確立を図ります。

(2) コミュニケーション能力の育成

豊かな心を育むために、コミュニケーションを通して人間関係を築く力の育成を図ることが重要です。また、複雑で予測困難な時代の中でも、社会の変化に主体的に向き合って関わり合うことができる能力の育成も求められています。

ア 遊びの充実

幼児は、遊びの中で人と関わりながら自己表現をします。その中で、自我を形成するとともに、自分を取り巻く社会への感覚を養うことから、幼児自らが進んで取り組む遊びを十分に確保することが重要です。

そのため、遊びを通して、友達と過ごす楽しさを味わったり、自分の存在感を感じたりして、様々な感情の交流をする機会を創出します。

また、幼児が自分の居場所を確保し、安心感をもってやりたいことに取り



遊びを通して自我を形成します
【子どもの遊び王国 in 沼津】

組むことができるよう、幼児を温かく受け入れるなど、幼児と教職員との信頼関係の構築に努めます。

イ 相手の考えを受け止め、自分の思いを表現する態度の育成

社会生活において、人間関係を築いていくためには、互いに違いを認め合い、コミュニケーションを取ることが欠かせません。

幼児期においては、言語能力が伸びるにつれて、自己中心的な思考から相手の立場に立った思考もできるようになりますが、言語能力の発達には、より高度で複雑な遊びを通して運動能力を伸ばし、思考力を高めることが必要です。

また、学齢期においては、学びの質の向上や資質・能力の在り方に関わる重要な課題として、言語能力の向上が求められています。

そのため、自分の考えをまとめ、他者の考えを受け止めながら自分の思いを伝える態度を育成します。

(3) キャリア教育の推進

将来、子供たちが社会人・職業人として自立していくためには、人間関係形成・社会形成能力、自己理解・自己管理能力、課題適応能力、キャリアプランニング能力などの基礎的・汎用的能力を育成していくことが必要です。

そのため、学校教育においては、沼津大志学習^{※8}や総合的な探究の時間における進路探究を通して、各発達段階に応じた勤労観や職業観を形成します。また、教育活動全体で基礎的・汎用的能力を相互に関連させつつ、継続的に高めます。

(4) 持続可能な開発のための教育（ESD^{※9}）の推進

現在、世界には環境、貧困、人権、平和、開発といった様々な地球規模の課題があります。これらの課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そしてそれによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習

※8 沼津独自のキャリア教育の理念をつくり、小・中学校教職員が共通認識のもとで沼津版キャリア教育を実践していくことを目指すもの。

※9 Education for Sustainable Development の略。現代社会の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そしてそれによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動のこと。

や活動が求められています。

特に、顕在化する環境問題に対しては、子供たちが、将来自分の身に起こることを想像し、日常における行動の中で環境への配慮ができるようになることが求められています。

そのため、行政と地域住民、企業等が連携し、身近な自然を題材に生物の多様性を理解するなど、地球環境を大切にする環境教育を推進します。

また、日頃感じていることや考えていること、現代社会の課題解決について、発表したり意見交換したりすることによって、持続可能な開発のための教育を推進します。

(5) 青少年による体験活動等の推進

社会構造の変化に伴い、青少年のコミュニケーション能力の低下や人間関係の希薄化などの問題が生じていることから、集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動、地域行事などに参加する場を設定し、体験できるようにしていく必要があります。

そのため、多様な体験活動の機会を増やし、異年齢による奉仕活動や体験活動、地域住民との触れ合い活動などを行っている青少年団体を支援します。

また、心身ともに健全な青少年を育成するため、地域、関係機関と協力しながら、集団生活を送ったり、学習したりする機会を提供します。



伝統製法の体験を通じてコミュニケーションを図ります
【戸田塩づくり体験】

2 社会を生き抜く力の育成

(1) 防災教育の推進

本市は、南海トラフを震源とする大地震や津波による大規模な被害が想定されており、また、近年は風水害などによる被害が頻繁に発生しています。これらの災害から生命や身体を守るため、自ら考え、判断し、行動する力を身に付けられるよう、防災教育の充実を図ることが必要です。また、日頃から地域との連絡を密に取り合うことや、施設・設備などにおける安全対策や保護者・地域との連携を強化するなど、災害に対して備えを充実させることが大切です。

そのため、各園等と学校においては、施設の立地条件や地域の実情などを踏まえた防災計画を策定し、様々な災害を想定した防災訓練を年間の教育計画に位置付け、防災教育を進めます。

また、学校は地域の避難場所の拠点としての機能を有することから、安全面を何よりも重視し、十分な強度の施設の維持管理、非常食の備え、防災用品の整備など、防災環境を充実させるとともに、防災訓練を家庭、地域と合同で実施するなど連携を図り、防災意識の高揚に努めます。



自ら考え、判断し、行動する力を身に付けます
【避難訓練】

(2) 交通安全教育の推進

交通事故を防止するためには、一人一人が交通のルールやマナーを理解し、実践していくことが重要です。

そのため、各園等、学校、家庭、地域、関係機関が連携し、地域総がかりで交通事故から市民の命を守る取組を進めます。

(3) 防犯教育の推進

不審者による各園等や学校への侵入、登下校中の連れ去りなど、子供が被害者になる事件が発生しています。

子供たちにとって、安全で安心な環境を確保するために、各園等や学校とその設置者において、危機管理意識を常に持つとともに、家庭、地域、関係機関の協力のもと、日常的・定期的な点検や指導を適切に実施するなど、組織的な

対応に努めます。

また、子供自らが、危険な状況や不審者に対し、自分の身を守ることができるよう、各園等、学校、地域、行政、関係機関が連携し、発達段階に応じた指導を進めます。

(4) 学びを止めない危機管理体制の整備

近年、発生している異常気象や凶悪犯罪、ウイルス感染症などにより、平常どおりの活動が困難な状況では、あらゆるつながりの希薄化が懸念されます。つながりを失った子供たちは、先行きの見えない不安を抱え、家にこもりがちになり、体力の低下も心配され、人と触れ合いながらつながりの中で発達していく豊かな心やコミュニケーション能力の低下も懸念されます。

そのため、学びが止まりかねない危機に直面してもなお、不安感を和らげ、つながりを維持し、学校、家庭、地域でできることなどを模索しながら、危機管理に配慮しつつ、人との触れ合いの機会を提供していきます。

また、教育活動におけるつながりについては、これまで、対面でのつながりが基本であると捉えられてきましたが、ICTの活用により、対面でなくてもつながりを保ち、深めることが可能となりました。学びを止めないためにも、ICTの効果的な活用を積極的に進め、予測困難な社会を生き抜く力を育みます。

(5) 情報モラル教育・メディアリテラシー教育の推進

現代社会においては、情報モラルをはじめ、情報を批判的に読み解き活用する力やメディアを適切に活用できる力が不可欠です。

情報モラル教育は、情報社会における正しい判断や望ましい態度を育てる「心を磨く」側面と、安全に生活するための危険回避の方法の理解やセキュリティなどの知識・技術、健康への意識を育てる「知恵を磨く」側面の両方から取り組んでいく必要があります。

また、ICTが生活の一部として活用されている昨今においては、情報モラル教育は全ての世代に求められています。特に、ネットワーク上の有害サイトや悪質な情報、SNSなどにより、子供が被害者となるケースが後を絶たず、SNSにおける子供同士のトラブルも大きな問題となっています。そのため、行政と学校、家庭、地域が連携し、スマートフォンやタブレット端末などの情報端末との適切な関わり方について、子供をはじめとした利用者一人一人が理解し、そして保護者などの大人がその手本となれるような機会の充実を図ります。

(6) 主権者教育の推進

成年年齢が18歳に引き下げられることを踏まえ、単に政治の仕組みについて必要な知識を習得することにとどまらず、主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や、地域の課題解決を社会の構成員の一人として主体的に担うことができる力を身に付ける必要があります。



主権者としての意識を高めます
【社会科・公民（模擬投票）】

そのため、社会を形成する者としての意識を醸成し、自身が課題を多面的・多角的に考え、判断する力を育むための主権者教育を推進します。

(7) 消費者教育の推進

消費生活に関する社会問題が深刻化する中、自立した消費者として、安全・安心で豊かな消費生活を営むためには、消費者の権利と責任について理解するとともに、消費生活に関する的確な判断力を身に付け、主体的に判断し責任を持って行動できる消費者を育成する必要があります。そのため、あらゆる年齢層の市民を対象として、行政、学校、地域、事業者等と連携・協働し、消費者教育の推進を図ります。



消費者教育などの暮らしに役立つ知識を学びます
【くらしのセミナー】

3 自他を尊重する心の育成

(1) 自尊感情・自己肯定感を高める取組

子供の自尊感情や人格形成の基礎を育むためには、保護者が愛情を注ぐ中で、様々なことを教えていくことが必要です。何よりも、家庭での日常的な関わりの中で、認められ、ほめられることによって、子供は自尊感情や幸福感を感じ、人間関係が形成されるとともに、心身の発達が促され、自らが次へ挑戦していこうという意欲が芽生えます。

そのため、子供たちが様々な体験を通じて成就感や達成感を味わい、それを他者から認められたり、ほめられたりするような場を設定することで、自己肯定感を高めていきます。



保護者との触れ合いが
自尊感情や自己肯定感を高めます
「これ、なあに？」

(2) 多様性を尊重する教育の推進

誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、認め合える全員参加型の共生社会を実現するためには、多様性を尊重し合う態度や互いのよさを生かして協働する資質・能力を育成することが必要です。

そのため、地域に暮らす全ての人が、性別、年齢、障害の有無、国籍、価値観や文化の違いなどに関わらず、互いの人権を尊重し、個性を認め合いながら、安心してともに暮らすことができるよう、男女共同参画や国際交流を推進するとともに、多様な性の在り方に対する理解や多文化共生、ノーマライゼーション^{※10}などへ向けた取組を推進します。また、仕事と家庭が充実し、健康で心豊かに生活できるよう、ワーク・ライフ・バランス^{※11}の実現を目指すとともに、働き方改革に取り組みます。

※10 障害の有無や性別、年齢の違いなどに関わらず、誰もが平等に生活する社会を実現させる考え方。

※11 「仕事と生活の調和」と訳され、国民一人一人がやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることを指す。

(3) いじめを許さない学校を目指した取組

いじめは、どのような理由があっても決して許されない行為です。しかし、どこでも、誰にでも起こりうると言われています。

そのため、いじめが起こりにくい学校づくりを進めるとともに、いじめの積極的かつ正確な認知に努め、早期対応につなげます。

また、いじめが発覚した場合には、深刻な事態に陥らないよう、学校、家庭、地域が状況に応じて連携し、速やかに協力して対応していくことが求められています。いじめられた子供への支援、いじめた子供や周りの子供への指導など、状況を十分に把握した上で、具体的な取組を確認して、対応します。さらに、状況によっては、警察や児童相談所、医療機関などの関係機関等とも連携していきます。

このように、子供と教職員、保護者、地域が、いじめに対する共通認識を持ち、いじめは絶対に許されないという規範意識を醸成し、いじめの未然防止を図っていきます。

(4) 青少年のための健全育成の推進

次代を担う青少年が、心身ともに健やかにたくましく成長して欲しいという願いを込めて、本市では「青少年健全育成都市宣言」を行い、「地域の子どもは地域で育てる」をスローガンとしています。

青少年の健全育成に向けて、地域ぐるみの活動が必要であることから、家庭、地域、行政、関係機関等が連携・協力し、青少年の非行防止や、健全育成の総合的施策、実践活動の方策等について、研究協議を進めるとともに、地域と密着した教育相談や補導活動を実施します。



新成人の有権者としての自覚や市政に対する関心を喚起します
【新成人議会】

4 感性豊かな心の育成

(1) 感性を育む教育の推進

予測困難な社会の変化に主体的に向き合って関わり、感性を豊かに働かせながら、自らの可能性を發揮し、よりよい社会と幸福な人生の創り手となる力を身に付けることが重要です。

そのため、自然の中で豊かな体験をしたり、芸術や文化を体験したりして、感性を高めることが大切です。

ア 自然や幅広い世代、地域との触れ合い

幼児期の子供たちが、自然や幅広い世代と関わることは、豊かな感情、好奇心、思考力、判断力、表現力、社会的規範の理解、実践力、運動能力といった、学齢期につながる資質・能力を育てていくために重要です。

しかし、子供たちには、自然と触れ合っただけで遊んだり、地域の高齢者をはじめ幅広い世代と交流したりするなどの、直接的、具体的な体験が不足してきています。また、家庭でこのような体験や関わりを確保することは、難しくなっています。

そのため、幼稚園・保育所・認定こども園等において、積極的に幼児の心を揺り動かすような豊かな生活体験・自然体験を実施するとともに、異年齢交流の機会や地域とのつながりの場を設けます。

また、社会全体で幼児期の健やかな成長を支援できるよう、各園等と地域社会との連携を図ります。



大人の指導で丸太切りを体験します
【子どもの遊び王国 in 沼津】

イ 豊かな心の育成

子供たちが、自然や生命を大切にする心や他者を思いやる心、善悪の判断などの規範意識、主体的に社会参画する意欲や態度などを身に付けることができるよう、道徳教育の充実を進めます。

また、社会の中で人として守るべきことに気付き、人間としての生き方についての自覚を深めていけるよう、学校行事、特別活動、部活動などによる豊かな体験を通じた心の育成や、子供たちの感性や情操を豊かにするための、各学校と市内の文化施設との連携による、芸術文化などに触れる機会の創出に取り組みます。

(2) 読書を通じた心の育成

読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにすることから、人生をより深く生きる力を身に付けていくために重要です。

そのため、あらゆる機会に、あらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができる環境整備の推進が求められています。

ア 本に親しむ

子供が最初に出会う本は絵本であると言われていています。保護者が読み聞かせをしたり、一緒に本を読んだりすることによって、子供は読書習慣を確立していきます。本を通じて子供たちは言葉を学び、創造力や感受性を豊かにします。家庭においては、本に親しみ読書の楽しさを子供が実感できるようにすることが重要です。



青空の下、絵本を読み聞かせます
【arcomichi (アルコミチ)】

そのため、家庭での読書習慣の確立を支援するため、市立図書館をはじめ、各地区センター図書室では、幅広いジャンルの図書を整備します。

イ 読書習慣の確立

幼稚園・保育所・認定こども園等では、年齢に応じて、日常的に絵本や紙芝居の読み聞かせが行われています。子供たちは、読み聞かせから想像力を膨らませ、感性を磨いていきます。

そのため、幼稚園・保育所・認定こども園等においては、読書に親しむ機会や読書環境の充実を図ります。また、親子で読書することを推奨するなど、家庭に読書の大切さを啓発します。

ウ 自ら本に手を伸ばす子供の育成

子供が豊かな感性を育むためには、読書活動が欠かせません。子供は、自分が読みたいと思った本を手に取り、主体的に読書に取り組むことで、教養や価値観、表現力、感性を広げていきます。

そのため、学校においては、年間計画の中に読書の時間を位置付け、学校図書館を授業等で活用するなど、子供が本に親しむ時間を確保します。

また、発達段階や興味関心に合った本の整備や、読みたいと思うような紹介の仕方について工夫するなど、学校図書館における環境の整備に努めます。

(3) 自ら体験する

社会情勢の変化に伴い、インターネット等を介した間接体験や、シミュレーション等を通じた模擬体験の機会が増えています。しかし、資質・能力を偏りなく育成していくためには、身体全体で対象に働き掛け、関わっていく直接体験が重要です。特に幼児期の直接体験を通じた学びにおいては、感じること、考えること、イメージを広げることなどの経験を重ね、感性と表現する力を養い、創造性を豊かにしていきます。

ア 五感を通じて学ぶ体験活動

子供たちは、主体的な体験活動を通して、社会性や人間性、体力や健康、論理的思考力の基礎を形成します。体験活動を行うに当たっては、その場限りで終わらせるのではなく、体験後、感じたり気付いたりしたことを振り返り、他者と体験を共有し、広い認識につなげることが大切です。

そのため、学校行事や地域での体験活動、見学などにおいては、様々な人との関わり合いを通して、子供たちに新たな気付きをもたらす五感を通じて学ぶ体験活動の充実を図ります。また、学校、家庭、地域は、子供たちが体験活動に取り組む機会を積極的に設け、主体的に地域の行事やボランティア活動に参加しようとする態度を育みます。

イ 創造力、探究心の育成

自ら発見した課題に直接的に働き掛ける体験活動によって、子供たちは好奇心を刺激され、豊かな気付きや新たな課題を生み出し、探究を深めていきます。また、意見の交流や作品の相互鑑賞等を通じて様々な見方や考え方に触れ、再構成するといった学習経験を積み重ねることで、豊かな感性が育まれていきます。

そのため、地域の教育資源を積極的に活用し、実際の自然、社会、文化、スポーツなど、いわゆる「本物」の中で五感を働かせて体験しながら学ぶ機会を創出します。また、地域の人と一緒に活動することや、働く人の様子を見聞きすること、音楽や芸術を鑑賞し感想を述べ合うことなど、多くの人と関わり合いながら学ぶ機会の充実を図ります。

(4) 市民の芸術文化環境の充実

芸術文化活動は、豊かな情操と創造力の育成に大きな役割を果たし、個人だけでなく、まち固有の魅力を醸し出すことにもつながります。

人生100年時代を迎えようとする中で、ライフスタイルも多様化し、心に潤いをもって長い人生を過ごしていくためには、市民が質の高い芸術文化に触れることにより、感動を味わい、豊かな感性を磨く機会を設けるとともに、自らも参画して文化的な活動をする環境が必要です。

市民による自主的な芸術文化活動を促進し、地域に根ざした価値ある文化としていくため、市民が参加し、直接体験する機会を提供するとともに、練習や発表、鑑賞の機会の充実に努めます。

また、多くの文人墨客にゆかりがあり、文学資源も豊富であるという特徴を生かし、沼津の文学風土に触れる機会を提供します。

(5) 人々に潤いを与える文化施設

これまで約半世紀にわたり、市民の文化交流の場として芸術祭が開催されるなど、本市は芸術文化活動が活発な土地柄といえます。このような市民性を踏まえ、芸術鑑賞や市民による文化活動の拠点として、市民文化センターを設置しています。

市民文化センターは、多くの市民に質の高い音楽や舞台芸術を鑑賞する機会を提供できるよう相応の舞台機能を備えることだけでなく、市民の芸術文化活動の成果を発表する場としても利用しやすいものであることが必要です。

そのため、目的に応じた使い分けが可能なホール機能を維持するとともに、日頃の芸術文化の活動の場として利活用できる施設の充実に努めます。

(6) 地域特有の文化風土を生かした教育の推進

本市は、風光明媚かつ温暖な気候であることから、古くから多くの文人や芸術家を輩出してきたほか、数多くの文化人が訪れたり、定住したりしています。

そのため、作品や活動の足跡が残されており、文化資源を収蔵展示する文学記念館や美術館を設置しています。

各施設では、イベントや企画展の情報の発信はもちろんのこと、子供を対象とした魅力ある催しを実施することにより、市民が各施設を身近に感じ、実際に訪れたいくなるよう創意工夫に努めます。

また、このような地域特有の文化風土を、後世に継承していくためにも、学校教育や出前講座などにおいて、これらの文化資源を活用して、地域に根ざしたものとして学んでいく機会を提供します。



文化風土を学ぶ機会を提供します
【沼津の文化財を学んでみよう！】

第3節 健やかな体の育成

1 体力の向上

(1) 体力の育成

体力は、人間の活動の源であり、健康の維持だけでなく、意欲や気力といった精神面の充実に大きく関わっており、「生きる力」を支える重要な要素となることから、市民一人一人が健やかな心身を育成することは極めて重要です。

心身のバランスのよい発達を図るためには、運動を通して体力を養い、健康的な生活習慣を形成することが必要です。また、生涯にわたって健康な生活と豊かなスポーツライフを実現するためには、幼児期から自ら進んで運動に親しむ態度を身に付け、自ら心身を鍛えられるようにすることが大切です。特に、子供は、友達との遊びの中で運動し、体力を育成していくことから、各園等、学校、地域、行政、関係機関が連携し、遊びの機会や場所の提供が必要です。

そのため、幼稚園・保育所・認定こども園等においては、幼児の自発的な遊びや学びの確保に努めるとともに、学校においては、授業や行事、部活動などの指導を通して、子供たちの体力を育成します。

(2) スポーツ機会の充実

健康・体力の向上や維持のためには、スポーツ活動の必要性を啓発し、主体的にスポーツ活動を行う意識づくりが重要です。競技スポーツは、体力の向上や健康増進のほか、目標に向けて挑戦する心や新しいことにチャレンジする意識を高めることから、競技スポーツの振興には、競技人口の増加や競技力の向上を図るための機会を提供することが大切です。

さらに、スポーツは、運動競技のみならず、広く身体運動を対象とし、心身の健全な発達を図るために行われるものであり、人々のスポーツとの関わり方は、年齢や性別、障害の有無、ライフスタイル、目的などによって異なります。

そのため、ライフステージに応じたスポーツ機会を提供するほか、体力に自信のない高齢者や障害のある人などが参加しやすい環境の整備を進めます。

また、スポーツを始める時や技術の向上を求める時には、指導者や経験者の存在が大きいため、各地域で活動しているスポーツ指導者の資質向上の支援や活躍する場を提供するなど、スポーツ活動を支える人材の育成・活用の充実に図ります。

2 健康の保持増進

(1) 健康教育の推進

人生100年時代を見据え、生涯にわたって全ての人が元気に活躍し続けるためには、心身ともに健康であることが大切です。子供から高齢者まで、各種教室や相談等を通じて、家庭における基本的な生活態度や習慣の大切さなど市民の健康意識の向上を図り、自発的な健康づくりの取組を促進していくことが求められています。

また、近年、情報化社会の進展により、様々な健康情報や、喫煙・飲酒・性・薬物等に関する情報の入手が容易になるなど、子供たちを取り巻く環境が大きく変化しています。

そのため、それらの情報から健康についての課題を発見し、主体的に課題解決に取り組む学習を積み重ねることにより、生涯を通じて健康な生活を送る基礎を培います。

(2) 健康な心と体を育む食育の推進

栄養バランスのよい朝食をとれている子供が半数程度となっているなど、現代的な健康課題等に対応するため、食育の推進を通して、心身の健康の保持増進を図ることが求められています。

そのため、様々な経験を通して食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人を育てます。

また、児童生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で、重要な役割を果たす学校給食において、地産地消を進めます。



食の大切さを学びます
「ピーマンは、赤黄緑、
どのグループかな？」



プチヴェール



あじの干物



西浦みかん

第2章 地域総がかりで取り組む教育

少子化の進行、家族形態の変容、価値観やライフスタイルの多様化などにより、地域における人のつながりや支え合いの希薄化が進んでいます。人口減少などの社会の大きな変化の中において、誰もが生涯にわたり学習し、その成果を地域での活動等にも生かしていくことで、持続可能な社会をつくることができます。

一人一人が孤立することなく、地域でともに学び、相互に認め合うとともに、これまで育まれてきた地域の歴史を学び、郷土への愛着や誇り、帰属意識を育み地域づくりに取り組むという「地域が学びを育て、学びが地域を育てるまちの推進」が求められています。

また、人生100年時代を見据え、生涯の各ライフステージにおいて、知識や技術等を獲得し、それを活用することにより、生きがいを持って豊かな人生を送ることができるよう、「生涯を通じた学びの推進」が求められています。

さらに、教育とまちづくりを連携させて相乗効果を図り、まちの主役である人を大切にするとともに、誰もが明るく生き生きと暮らせるまちづくりを目指すことが求められており、今後、「人づくりとまちづくりの一体的な推進」に取り組んでいきます。



地域で学びを育てます
【子どもの遊び王国 in 沼津】

第1節 地域が学びを育て、学びが地域を育てるまちの推進

1 郷土を愛する心の育成

(1) 地域学習の推進

郷土への愛着や誇り、地域社会の一員としての自覚を促すためには、地域の人・もの・ことを学ぶ地域学習を進めていくことが必要であり、沼津の自然、歴史、文化、産業、地域コミュニティなど、市内にある豊富な教育資源を積極的に生かした教育を推進し、「沼津の宝」を学ぶことが重要です。

そのため、地域の歴史や先人の働き等を振り返り、地理的環境や産業の変化、グローバル化や情報化が進む現代社会の様子等から課題を見出し、その課題解決のために考え続ける姿勢、態度を大切にすることにより、沼津に対する愛着や誇りを育みます。また、地域の課題に対して、自分にできることを考えたり実践したりする活動を通して、地域社会の一員であるという自覚を養い、積極的に社会参画していく資質・能力を育み、将来の地域社会を担う人材づくりや意識の醸成にもつなげます。

(2) 郷土を学ぶ教育施設の充実

郷土の歴史や偉人の功績を学び、親しみを持つことは、郷土愛を育み、将来の地域社会を担う人材づくりや自らの居住する地域への帰属意識の醸成にもつながります。そのため、登録博物館等においては、資料の収集・整理と適切な保管に努め、地域のなりたちや暮らしを伝える貴重な資料を次世代に引き継いでいきます。

(3) 文化財の保存・活用

市内には、国指定史跡や重要文化財に限らず、県や市から指定されていない文化財も数多くあります。これらの文化財は貴重な地域資源であり、地域の歴史学習やにぎわいづくりに活用することは、郷土の歴史を知るきっかけとなり、郷土愛の醸成へとつながります。

国民共有の財産でもある国指定史跡や天然記念物、国宝などの有形文化財等については、後世に伝え残していくために、適切な整備や管理、保存を進めます。また、埋蔵文化財については、市内の遺跡の分布状況を把握するとともに、発掘調査による遺跡の記録保存や周知を図ります。

文化財センターは、国や県、市などの指定文化財の保存管理に留まらず、埋

蔵文化財の出土遺物の公開なども含め、歴史資源の活用全般にわたり、中心的な役割を果たしていくことが期待されています。また、文化財センターのほか、登録博物館においては、史跡巡りや体験学習、地域の施設での出張展示をするなど文化財に触れる機会を提供します。さらに、学校や地域と連携して、文化財の魅力や歴史的な価値を多くの市民に向け啓発することにより、将来にわたって文化財を守り管理するとともに、活用していく担い手の育成に取り組みます。



国指定史跡 長浜城跡

(4) 地域史の活用

本市がこのような発展し、私たちが豊かな生活を過ごすことができるのは、多くの先人が地域のために尽力してきた結果にほかなりません。本市の歩んできた歴史や、先人たちが培ってきた伝統、風俗習慣を記録として残し、共有の財産として後世に継承することが必要です。

これまでに刊行を終えた沼津市史や戸田村史を編さんする過程で集められた多くの資料や調査研究の成果は、適切に保存管理し、市民に提供するなど、その活用を図ります。

また、将来の市史編さんなどに備え、歴史資料などを継続して収集するとともに、重要な行政文書については、適切な保存に努めます。



沼津市史

2 地域における教育の推進

(1) 家庭の教育力の向上

家庭は、子供たちの健やかな育ちの基盤であり、家庭教育は全ての教育の出発点です。しかし、家族構成の変化や地域における人間関係の希薄化の影響を受けて、家庭教育に関して身近に相談できる相手を見つけることが難しくなるなど、家庭教育を支える地域環境が大きく変化しています。また、子供の成長とともに、保護者の悩みや不安も変わっていきます。

そのため、全ての家庭に対する支援が必要であるとともに、困難を抱えた家庭には、個別の事情に寄り添う支援が求められています。

ア 家庭教育の推進と子育てネットワークの構築

近年の都市化や核家族化、少子化など、家庭や家族を取り巻く社会状況の変化の中で、家庭における教育力の低下が指摘されています。このことから、保護者の子育てに対する悩みや不安を解消するため、子育てに関する相談や学習ができるような環境の整備を進めます。

また、子育て中の保護者の支援や家庭の教育力の向上のため、保護者の精神的な支えとなる相談受付体制や子育てネットワークの充実を図ります。

さらに、保護者を対象とした講演会や座談会を開催することで、保護者としての責任を再認識するよう促すとともに、家庭の教育力の向上や、参加者の子育てに関する悩みの共有、保護者同士の横のつながりの強化に取り組めます。

イ 保護者による活動の充実

各園等、学校、家庭、地域を結ぶ保護者の活動への期待はますます高まっています。しかし、共働き世帯の増加によって、保護者としての活動が困難な場合もあります。

そのため、各園等と学校において、保護者が参加しやすい行事を計画するなどの環境づくりに努めるとともに、子供とその保護者が地域の行事などに積極的に参加することができるよう、地域住民とのネットワークの構築を進めます。

(2) 地域の教育力の向上

家庭環境の多様化に伴い、子育てについての不安や孤立を感じる家庭や、子供の社会性や自立心、基本的な生活習慣などの育成に課題を抱える家庭の増加な

ど、家庭における教育についての課題が指摘されていることから、地域全体で家庭教育を支える仕組みづくりが必要です。

そのため、地域の多様な主体が世代を越えて連携協力し、親子の育ちを応援することや、大人と子供が触れ合いながら充実した時間を過ごすための環境づくりを推進します。

また、地域行事への参加やボランティア活動など、地域社会との関わりを通して、子供たちがこれからの時代に必要な力や、地域への愛着や誇りを育むことができるよう、地域が人を育て、人が地域をつくる循環の実現を図り、地域の発展の担い手となる人材の育成に努めます。

(3) 学校と地域との連携・協働の推進

近年、学校や地域が抱えている課題は複雑かつ多岐にわたっており、学校や地域だけで解決することが難しくなっています。学校は、地域の意見を取り入れ、地域との連携・協働を図りながら教育活動を展開することが求められます。学校と地域との連携策として、コミュニティ・スクール^{※12}は、家庭や地域の教育力の向上にも資するものであり、児童生徒の健全な育成につながっていくなど、地域における教育を推進するものとして重要な役割が期待されています。

そのため、子供たちや地域の未来に向けてコミュニティ・スクールを導入し、学校、家庭、地域が当事者意識を持ち、目標やビジョンを共有しながら、能動的に学校運営に参画する地域総がかりの体制づくりを推進します。また、コミュニティ・スクールの推進に当たっては、学校と地域とをつなぐコーディネーターなどの人材の確保や育成に努めます。

(4) 地域スポーツ活動の推進

スポーツ活動への参加を促すには、慣れ親しんだ人たちと一緒に気軽に参加できるように、子供から高齢者まで、多くの市民が身近なところでスポーツを楽しむ環境を整備することが大切です。

そのため、地域の特性やニーズに応じた体力づくり教室や行事等の開催により、スポーツ活動に参加する機会を確保するとともに、地域スポーツにおいて大きな役割を果たすスポーツ推進委員^{※13}や地区体育委員会の活動を支援し、地域スポーツの推進を図ります。

※12 学校と保護者や地域の人とともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子供たちの豊かな成長を支え、地域とともにある学校づくりを進める仕組みを有する学校。

※13 スポーツ基本法に基づいて各市町村教育委員会より委嘱される非常勤職員で、その職務は、スポーツ推進を図るため、市民に対しスポーツの紹介・実技の指導・助言を行うことである。また、市のスポーツ振興・発展のため、市教育委員会などが主催する各種事業にも参画し、市民と行政とを結ぶパイプ役としての役割を担っている。

第2節 生涯を通じた学びの推進

1 学び続ける人への支援

(1) 学びの場と機会の充実

市民一人一人が自己の人格を磨き、生きがいを持って豊かな人生を送ることができるよう、生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる生涯学習社会を構築することが必要です。

そのため、市民の学習ニーズを積極的に把握し、幅広い学習機会を提供するとともに、地域のあらゆる立場・世代の市民と協働して、それぞれの学習により習得した知識・技能が広く生かされる仕組みを構築します。



様々な分野における一流の講師から学びます
【沼津市民大学】

ア 地域に根ざした学習活動の推進

市民の学習に対する意欲の高まりとともに、生涯にわたる学習機会の充実が求められています。自主的に学ぶことができる環境や、地域において市民が互いに講師となり教え合う環境など、市民が互いに関わりを深めながら学び合い、教え合う環境を整えることが必要です。

学習活動によって習得した知識や経験を発表する場を提供し、市民が主体となった学習発表会などの支援を行うことは、学習する人の生きがいや励みとなり、地域で活躍するリーダーや調整役などの指導者の育成にもつながります。

このように、地域に根ざした学習活動を推進するため、地域との連携を図り、地域における学習活動を推進する人材を育成するとともに、カルチャースクールなどの民間教育事業者との連携や、地区センターなど身近な地域での活動の充実を図ります。

イ 高齢者の生涯学習の推進

現在、我が国の平均寿命は世界一の水準であり、健康な高齢者も増加傾向にあります。高齢者の多くが現役で活躍し、地域の活性化に貢献している例

も増えてきている現実を踏まえると、多くの高齢者がより一層元気に、様々な場面で活躍できる社会であることが重要となってきます。

高齢者の学習意欲に応えるとともに、高齢者が明るく健康的な生活を送るため、高齢者学級を開設し、学ぶ環境を整備するほか、高齢者自身の豊かな知識・技術・経験を学校や地域の活動の中で生かすことができる環境を整備します。



ボールを使った運動で健康の増進を図ります
【健康づくり教室】

ウ 障害のある人の生涯学習の推進

障害の有無に関わらず、誰もが学習した成果を生かし、よりよい社会づくりに参画できる環境を整えることが必要です。

そのため、自らの可能性を追求しながら、地域の一員として豊かな人生を送ることができるよう、教育やスポーツ、文化等、誰もが参加しやすい様々な学習機会の提供や学習情報の積極的な発信に努めます。

エ 図書館を活用した生涯学習の推進

人生100年時代を見据え、より豊かな人生を送ることを目的に、何歳になっても学び続ける市民や、就労後も学び直すりカレント教育^{※14}を受ける市民のために、図書館は、所蔵資料の充実を図るとともに、地域の情報の拠点として様々な情報発信に努めます。

また、図書館は、文化・観光振興や地域コミュニティの発展、まちづくりの拠点施設として、住民参加による問題解決や地域づくりの担い手の育成に向けて、市民の学習や活動を支援する機能を強化し、まちづくり、産業振興又は健康・福祉など多様な分野との連携を図り、学ぶ市民を応援することで、地域の活性化につなげます。

(2) 生涯にわたって親しむスポーツの充実

スポーツを通じて、全ての人々が幸福で豊かな生活を営むことができる社会

^{※14} 義務教育や基礎教育を終えて労働に従事するようになってからも、個人が必要とすれば教育機関に戻って学ぶことができる教育システム。

を創出することが求められています。

そのため、年齢、健康状態、技術、興味、目的に応じて、子供から高齢者まで、市民一人一人が生涯にわたってスポーツに親しむことができる環境の整備が必要です。

ア スポーツ活動の推進

市民一人一人が健康・体力の向上や維持のためのスポーツ活動の必要性を認識し、競技スポーツに限らず、散歩、体操などの手軽にできるスポーツやレクリエーションなど、目的を持った身体活動をすることは、健康づくりや体力づくりに効果があるだけでなく、仲間づくりや地域コミュニティの形成にも役立ちます。そのため、市民が生涯にわたってスポーツに親しみ、関心を寄せ、習慣化を図ることができる環境を整えることが大切です。

また、本市に関係のあるスポーツ選手やチーム、指導者が国内外で活躍することは、市民に夢や感動を与えるとともに、地域への誇りと連帯感を育み、市民相互の交流の活性化にもつながります。

そのため、各種スポーツ大会を支援するとともに、指導者の育成支援に努め、競技スポーツの人口の拡大や競技力の向上を図ります。



柔軟性のある安全な剣で私たちも楽しめます
【フェンシング女子フルーレ4カ国合同合宿】

イ スポーツ施設の整備

スポーツ施設は、場所を提供するだけでなく、様々な自主事業を通じて市民にスポーツの普及促進を図るため、事業内容や施設の充実に努めることが必要です。しかし、スポーツ施設の多くが、老朽化が進み更新の時期を迎えています。今後ますます人口減少や少子高齢化が進行することが予想され、社会情勢や市民ニーズも刻々と変化していることから、各施設の機能及びサービスを適宜見直すことや老朽化した施設の統廃合を進めることなど、将来にわたり持続可能な施設運営をすることが重要です。

そのため、既存施設の計画的な改修とともに、利用者の需要に応じた運用の改善など設備の整備充実を図ります。

ウ スポーツ環境の整備・充実

スポーツを実際に「する人」だけでなく、トップレベルの競技大会やプロスポーツなどを観戦する「観る人」、そして指導者やスポーツボランティアといったスポーツを「支える人」に着目し、生涯にわたってスポーツに関わることのできる環境を整備し、充実を図ることが重要です。

そのため、特定非営利活動法人沼津市体育協会や各競技団体の活動を支援するとともに、総合型地域スポーツクラブや企業チーム等との連携を強化し、ニーズに合った支援に取り組めます。

さらに、関係団体と連携をとりながら、指導者育成の支援、ボランティアが活動できる場や情報の提供などを通して、スポーツ活動を支える人材の育成や活動の充実を図ります。



様々なスポーツの少年団員が
親交を深めます
【沼津市スポーツ少年団大会】



アスクラロ沼津

2 学びの連続性の確保

(1) 幼稚園・保育所・認定こども園等の連携

幼稚園・保育所・認定こども園等は、その対象や目的は異なるものの、幼児期の教育が子供たちの生涯にわたる人格形成の基礎を培うという点において、いずれも重要な役割を果たしています。

そのため、それぞれのよさを生かし、子供の生活や発達の連続性を踏まえ、教育と保育を一体的に捉えた幼稚園・保育所・認定こども園等の連携を進め、垣根を越えて取り組むとともに、行政や関係機関などと更なる連携を図ります。



幼児や小学校低学年の児童が
身に付けておきたい生活習慣

(2) 幼児教育と小学校教育の円滑な接続

幼稚園・保育所・認定こども園等から小学校への接続期は、環境が大きく変化することから、子供たちは、期待と同時に戸惑いや不安、緊張の中で新しい学校生活を送ることになります。近年、学校生活になかなか適応できず、様々な問題を抱えてしまう小学1年生が増えています。

そのため、幼児教育と小学校教育との円滑な接続が進むよう、各園等と小学校とが組織的・継続的な情報交換に努めるとともに、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有し、幼児期から学齢期における発達の流れの理解を図ります。

3 誰一人取り残さない支援体制の構築

(1) 切れ目ない支援の充実

発達につまずきのある子供が健やかに成長するためには、そのつまずきを早期に発見し、何に起因するのを見極め、早期療育を行うことが重要です。そして、障害のある子供とその家族が、子供の状況に応じた専門的な支援を受け、安心・安定した生活を送ることができるよう、保護者に乳幼児期からの十分な情報提供と、障害の気付きから始まる各ライフステージに応じた切れ目ない支援が求められています。

そのため、個々のケースに合わせて的確に対応するとともに、関係機関が連携し、子供の状況を一貫して把握するよう努めます。

(2) 多様なニーズへの対応

外国人や障害のある子供、不登校、性的マイノリティなどの多様なニーズに丁寧に対応し、一人一人の能力や可能性を最大限に伸ばす教育を実現していくことが求められています。

ア 外国人児童生徒等への支援

学校生活に適応できず、戸惑いを抱える外国人児童生徒等が増加する中、その困り感に寄り添った支援が求められています。

そのため、外国人児童生徒に対し、日本語学習への支援や日本語を用いて学習に取り組むことができる能力の養成を行うとともに、保護者や指導者に対しても、適切な支援を行います。

イ 特別支援教育の充実

近年、通級指導教室や特別支援学級、特別支援学校等の多様な学びの場の整備や障害に関する理解の深まり等により、特別な支援へのニーズも高まっています。

そのため、全ての子供たちの個に応じた効果的な指導が行えるよう、福祉や医療などの関係機関等と連携した体制づくりに取り組みます。また、障害のある子供とない子供がともに学び、互いを尊重し支え合う心を育むインクルーシブ教育システムを推進します。

ウ 不登校の子供への支援

不登校の増加と低年齢化が進み、その原因が多岐にわたる中、不登校を未然に防ぐことが大切です。

そのため、子供たちが自己の存在感を実感できるように授業を工夫したり、学校行事などを通じた仲間意識の醸成を図ったりするなど、魅力あるよりよい学校づくりに努めます。

また、休み始めてしまった子供に対しては、関係機関との連携も図りながら、子供や家庭に寄り添った早期の対応に努めます。

さらに、不登校が長期化してしまった子供や社会との関わりが少なくなっている青少年に対しては、青少年教育センターや民間のフリースクール等との連携や、ICTを活用した学習機会の確保など、進路指導も含めた社会的自立を目指した対応に努めます。



青少年教育センター

エ 性的マイノリティの子供へのきめ細やかな対応

性的マイノリティの子供は、学校生活を送る上で支援が必要な場合があります。

そのため、性的マイノリティの子供への配慮と、他の子供への配慮との均衡を取りながら、適切な支援に努めます。

(3) 教育相談の充実

いじめや就学、進路などの悩みを抱える子供や保護者は少なくありません。

そのため、関係者が十分に連携しながら、悩みを抱えた子供やその保護者が相談しやすい雰囲気づくりに努めるとともに、専門家による助言を行うなど、学校以外でも相談できるような体制を整えます。

(4) セーフティネット^{※15}の充実

経済的貧困とそれに絡む様々な問題や課題を抱えた子供たちに対しては、夢と希望をもって健やかに成長できる環境づくりが必要です。

そのため、学校を子供の貧困対策の要として位置づけ、貧困家庭の子供たちを早期に生活支援や福祉制度につなげていくことができるよう、学校、行政、各福祉機関等の支援ネットワークの連携強化を図ります。

また、深刻化する児童虐待を早期に発見できるよう、学校体制を整えます。

^{※15} 「安全網」と訳され、網の目のように救済策を張ることで、全体に対して安全や安心を提供するための仕組みのこと。

第3節 人づくりとまちづくりの一体的な推進

1 自分らしいライフスタイルを実現できるまちづくりとの連携

人口減少や少子高齢化が加速する中、地域の営みや市民生活が充実していく、持続可能な社会の構築が求められています。

本市では、地域性豊かで多様性を認め合うぬくもりを感じ、誰もが生き生きと暮らせるまちづくりを進めるため、「沼津を愛し、誇りを持ち、自分自身が関わってまちを変えていく」というシビックプライドの醸成、働く場や学ぶ場などの新たなコンテンツをまちに生み出す市民のチャレンジへの支援、男女共同参画や多様な性の在り方に対する理解、多文化共生・国際交流等の推進、ワーク・ライフ・バランスの実現や働き方改革の推進、公共施設の最適化や有効活用などに取り組むこととしています。

そのため、これらの取組と教育との連携施策として、市民が本市の地域資源等について学べる機会やまちづくりについて子供たちとともに考える機会の創出、全ての人々が性別、年齢、障害の有無、国籍、価値観や文化の違い等に関わらず、お互いの人権を尊重し、個性を認め合うための教育を推進します。また、教育現場におけるニーズの多様化や複雑化を背景とした教員の負担増加に対応するための働き方改革の推進や、地域における交流拠点や子育てをサポートする場としての学校施設の活用など、教育を取り巻く環境の充実を図ります。

2 地域の宝を活かすまちづくりとの連携

本市は、海・山・川の自然や沼津御用邸記念公園をはじめとする歴史・文化資源など、宝といえる地域資源を数多く有しています。そして、これらの宝は、魅力的なアクティビティや、海の幸、山の幸などの豊かな食文化を生み出しています。



海沿いをサイクリング

本市では、この魅力を誘客につなげるため、シティプロモーションの推進やスポーツによるオンリーワンブランドの形成、イベント等によるにぎわいや地域の宝を活用したツーリズムの創出などに取り組むこととしています。

そのため、これらの取組と教育との連携施策として、学校の授業等において、本市のスポーツや伝統的な地域の祭り、歴史・文化資源等の活用を図り、郷土の魅力への気付きや興味、関心を喚起し、地域への愛着を育むとともに、認知度向上につなげます。

3 安全・安心のまちづくりとの連携

近年多発している大規模な自然災害や、後を絶たない悲惨な交通事故などは、市民の日常生活に不安を与えています。

本市では、市民の生命、財産を守り、誰もが安全・安心を実感できるよう、地域の特性に応じた地震・津波対策や治水・治山対策等の推進に努めるとともに、歩行者や自転車利用者の安全に配慮した道路の整備・管理や、交通マナー・交通安全意識の向上に取り組むこととしています。

そのため、これらの取組と教育との連携施策として、学校を地域の防災拠点とした家庭、地域との合同防災訓練を実施するなど、子供から高齢者まで市民一人一人の防災意識を高めるとともに、学校、家庭、地域、関係機関の連携により通学路の点検や登下校の指導を実施するなど、交通事故から市民の命を守るための交通マナーや交通安全意識の向上を図ります。



登下校の見守り活動

4 環境と共生する持続可能なまちづくりとの連携

本市の美しく豊かな自然環境を次世代に継承するため、自然環境の保全に向けた活動や環境を大切に作る人づくりを推進し、環境と共生した持続的発展を可能とすることが求められています。

本市では、環境に配慮した事業活動の推進や、ごみの発生抑制、自然環境・生物多様性・水源の保全、市民の環境保全意識の醸成や環境保全・美化活動の推進に取り組むこととしています。

そのため、これらの取組と教育との連携施策として、学校教育における様々な機会を捉えた環境教育・学習の推進や、環境保全意識の醸成を図るとともに、市民一人一人が日常生活と環境との関わりについて理解を深め、持続可能な社会の構築を目指して、自主的かつ積極的な環境の保全や美化活動への取組を推進します。

各項目の分野別（幼児・家庭教育、学校教育、社会教育）掲載箇所一覧

各項目	幼児・家庭教育	学校教育	社会教育	頁
第1章 人間力を磨く教育				9
第1節 確かな知性の育成				10
1 知を高める学びの充実				10
(1) 確かな学力の育成	●	●		10
ア 遊び、学びの充実	●			10
イ 学習の基盤となる資質・能力の育成		●		10
(2) 読書活動及び図書館活用の推進	●	●	●	11
ア 読書活動の推進	●	●	●	12
イ 図書館活用の推進	●	●	●	12
2 グローバルな視点を持つ人の育成				13
(1) 国際教育の推進	●	●		13
(2) 英語教育の推進	●	●		13
3 知を支える教育環境の充実				14
(1) 子供の学びを支える教育環境の整備		●		14
ア 系統的な学びのシステムの確立		●		14
イ 個別最適な学びと協働的な学びの実現		●		14
ウ 教職員が子供と向き合う環境の整備		●		15
エ 教職員の資質・能力の向上		●		15
オ 学校規模・学校配置の適正化の推進		●		16
カ 施設設備の充実	●	●		16
(2) 学習の情報及び機会の充実			●	16
(3) 知を支える社会教育施設の充実			●	16
ア 図書館の充実			●	16
イ 博物館の充実			●	17
第2節 豊かな心の育成				18
1 社会と関わる力の育成				18
(1) 基本的な生活態度や習慣の確立	●	●		18
(2) コミュニケーション能力の育成	●	●		18
ア 遊びの充実	●			18
イ 相手の考えを受け止め、自分の思いを表現する態度の育成	●	●		19
(3) キャリア教育の推進		●		19
(4) 持続可能な開発のための教育（ESD）の推進		●	●	19
(5) 青少年による体験活動等の推進			●	20
2 社会を生き抜く力の育成				21
(1) 防災教育の推進	●	●	●	21
(2) 交通安全教育の推進	●	●	●	21
(3) 防犯教育の推進	●	●	●	21

各項目	幼児・家庭教育	学校教育	社会教育	頁
(4) 学びを止めない危機管理体制の整備		●		22
(5) 情報モラル教育・メディアリテラシー教育の推進	●	●	●	22
(6) 主権者教育の推進		●	●	23
(7) 消費者教育の推進		●	●	23
3 自他を尊重する心の育成				24
(1) 自尊感情・自己肯定感を高める取組	●	●		24
(2) 多様性を尊重する教育の推進	●	●	●	24
(3) いじめを許さない学校を目指した取組		●		25
(4) 青少年のための健全育成の推進			●	25
4 感性豊かな心の育成				26
(1) 感性を育む教育の推進	●	●		26
ア 自然や幅広い世代、地域との触れ合い	●			26
イ 豊かな心の育成		●		26
(2) 読書を通じた心の育成	●	●		27
ア 本に親しむ	●			27
イ 読書習慣の確立	●			27
ウ 自ら本に手を伸ばす子供の育成		●		27
(3) 自ら体験する		●		28
ア 五感を通じて学ぶ体験活動		●		28
イ 創造力、探求心の育成		●		28
(4) 市民の芸術文化環境の充実			●	28
(5) 人々に潤いを与える文化施設			●	29
(6) 地域特有の文化風土を生かした教育の推進			●	29
第3節 健やかな体の育成				30
1 体力の向上				30
(1) 体力の育成	●	●		30
(2) スポーツ機会の充実			●	30
2 健康の保持増進				31
(1) 健康教育の推進	●	●	●	31
(2) 健康な心と体を育む食育の推進	●	●		31
第2章 地域総がかりで取り組む教育				32
第1節 地域が学びを育て、学びが地域を育てるまちの推進				33
1 郷土を愛する心の育成				33
(1) 地域学習の推進		●	●	33
(2) 郷土を学ぶ教育施設の充実			●	33
(3) 文化財の保存・活用		●	●	33
(4) 地域史の活用			●	34
2 地域における教育の推進				35

各項目	幼児・家庭教育	学校教育	社会教育	頁
(1) 家庭の教育力の向上	●			35
ア 家庭教育の推進と子育てネットワークの構築	●			35
イ 保護者による活動の充実	●			35
(2) 地域の教育力の向上			●	35
(3) 学校と地域との連携・協働の推進		●	●	36
(4) 地域スポーツ活動の推進			●	36
第2節 生涯を通じた学びの推進				37
1 学び続ける人への支援				37
(1) 学びの場と機会の充実			●	37
ア 地域に根ざした学習活動の推進			●	37
イ 高齢者の生涯学習の推進			●	37
ウ 障害のある人の生涯学習の推進			●	38
エ 図書館を活用した生涯学習の推進			●	38
(2) 生涯にわたって親しむスポーツの充実			●	38
ア スポーツ活動の推進			●	39
イ スポーツ施設の整備			●	39
ウ スポーツ環境の整備・充実			●	40
2 学びの連続性の確保				41
(1) 幼稚園・保育所・認定こども園等の連携	●			41
(2) 幼児教育と小学校教育の円滑な接続	●	●		41
3 誰一人取り残さない支援体制の構築				42
(1) 切れ目ない支援の充実	●	●		42
(2) 多様なニーズへの対応	●	●		42
ア 外国人児童生徒等への支援		●		42
イ 特別支援教育の充実	●	●		42
ウ 不登校の子供への支援		●	●	43
エ 性的マイノリティの子供へのきめ細やかな対応	●	●		43
(3) 教育相談の充実		●	●	43
(4) セーフティネットの充実	●	●		43
第3節 人づくりとまちづくりの一体的な推進	●	●	●	44
1 自分らしいライフスタイルを実現できるまちづくりとの連携				44
2 地域の宝を活かすまちづくりとの連携				44
3 安全・安心のまちづくりとの連携				45
4 環境と共生する持続可能なまちづくりとの連携				45

沼津市では、
「誇り高い沼津を創造する ^{たか} 貴き志を持つ人づくり」を
目的に掲げて教育を推進していきます。

あなたにとっての志は何でしょうか。



内浦重須見晴台から望む駿河湾越しの富士山

ここから更に南東に位置する達磨山からも、写真のような美しい景色を見渡すことができます。
達磨山から撮影された写真は、1939年（昭和14年）のニューヨーク万国博覧会に出品され、
世界中の人を魅了し、大好評を博しました。ぜひ一度、足を運んでみてはいかがでしょうか。

沼津市教育基本構想

令和3年3月発行

発行 沼津市・沼津市教育委員会

編集 教育委員会事務局 教育企画課

〒410-8601 沼津市御幸町16番1号

TEL 055-934-4821 FAX 055-931-8977

E-mail:kyouiku-ki@city.numazu.lg.jp